吸収合併に係る事後開示書面

株式会社カカクコム

2021年９月１日

吸収合併に係る事後開示事項
（会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条に定める書面）

東京都渋谷区恵比寿南三丁目５番７号
株式会社カカクコム
代表取締役　　畑　彰之介　㊞

当社及びフォートラベル株式会社（以下「フォートラベル」といいます。）は、2021年７月21日付で締結した合併契約に基づき、2021年９月１日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、フォートラベルを吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）を行いました。

本合併に関する、会社法第801条第１項及び会社法施行規則第200条の規定に基づく開示事項は、下記のとおりです。

記

１．本合併が効力を生じた日
2021年９月１日

２．吸収合併消滅会社における法定手続きの経過
（１）会社法第784 条の２の規定による請求に係る手続きの経過
フォートラベルに対し、本合併の差止請求をした株主はありませんでした。

（２）会社法第785条の規定による手続きの経過
フォートラベルに対し、反対株主の買取請求はありませんでした。

（３）会社法第787条の規定による手続きの経過
フォートラベルは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

（４）会社法第789条の規定による手続きの経過
フォートラベルは、会社法第789条第２項の規定により、同項各号に掲げる事項を2021年７月26日付の官報にて公告するとともに、知れている債権者に対し個別の催告を行いましたが、同条第１項に従いフォートラベルに対して異議を述べた債権者はありませんでした。

３．吸収合併存続会社における法定手続きの経過
（１）会社法第796条の２の規定による請求に係る手続きの経過
本合併は、会社法第796条第２項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、本合併につき差止請求することはできません。

（２）会社法第797条の規定による手続きの経過

本合併は、会社法第796条第２項本文に規定する場合に該当するため、当社の株主は、会社法第797条第１項の規定による株式の買取請求をすることはできません。

なお、当社は、会社法第797条第３項及び第４項の規定に基づき、2021年７月26日付で電子公告を行いましたが、株主からの反対通知はありませんでした。

（３）会社法第799条の規定による手続きの経過

当社は会社法第799条第２項及び第３項の規定により、同条第２項各号に掲げる事項を2021年７月26日付の官報及び電子公告にて公告しましたが、所定の期間内に会社法第799条第１項の規定による異議を述べた債権者はありませんでした。

４．本合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に関する事項

当社は本合併の効力発生日である2021年９月１日をもって、フォートラベルから資産及び負債ならびに権利義務の一切を承継いたしました。

５．会社法第782条第１項の規定により吸収合併消滅会社が備え置いた書面に記載された事項

別紙のとおりであります。

６．会社法第921条の変更の登記をした日

2021年９月１日以降、会社法第921条に定める吸収合併による変更登記を速やかに申請する予定です。

７．その他本合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以　上

別紙

吸収合併に係る事前開示書面

フォートラベル株式会社

2021年７月26日

吸収合併に係る事前開示事項
（会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条に定める書面）

東京都渋谷区恵比寿一丁目18番14号
フォートラベル株式会社
代表取締役　　川崎　剛　㊞

当社及び株式会社カカクコム（以下「カカクコム」といいます。）は、当社を吸収合併消滅会社、カカクコムを吸収合併存続会社とする吸収合併（以下「本合併」といいます。）に関し、合併契約を締結しました。

本合併について、会社法第782条第１項及び会社法施行規則第182条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

記

１．合併契約の内容

本合併に係る合併契約の内容は、別紙Ｉのとおりです。

２．本合併の対価及び割当の相当性に関する事項

（１）本合併に際して交付される株式の数またはその数の算定方法、及びその割当ての相当性に関する事項

カカクコムは、当社の発行済株式の90.2%を保有している親会社であることから、本合併効力発生日前日の当社の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に、当社株式１株に対して、カカクコムの普通株式2.80株が割当て交付されます。

なお、本合併により交付される株式数は、カカクコム普通株式5,796株であり、同社が保有する自己株式をもって割当てを行うため、同社が新規に発行する株式はございません。

本合併比率の算定にあたり、その公平性・妥当性を確保するため、当社は株式会社アクリアに、またカカクコムは株式会社KPMG FASに対し、本合併対価に関する第三者機関としての算定を各々依頼し、両社より株式価値算定報告書を受領いたしました。また、カカクコムは株式会社KPMG FASより合併比率算定書を受領しております。

株式価値の算定方法としては、上場会社であるカカクコムについては市場株価平均法を採用し、2021年６月18日を算定基準日として、東京証券取引所市場第一部におけるカカクコムの株価の算定基準日の終値、算定基準日から遡る過去１ヶ月間、３ヶ月間及び６ヶ月間の終値の平均により算定しております。一方、当社については非上場会社であるため、2021年３月末日を算定基準日として、ディスカウンテッド・キャッシュフロー法（DCF法）により算定しております。なお、DCF法による分析に用いた当社の事業計画期間における業績については、2026年３月期にかけて増益し、単年度黒字への転換を見込んでおりますが、これは主に新型コロナウィルスの収束による旅行市場の回復に伴う増収を見込んでいることによるものです。当該第三者機関による算定結果等を参考に財務状況、資産将来見

通し等の要因を総合的に勘案した結果、当社は本合併比率が相当であると判断しております。

なお、本吸収合併に係る普通株式の割当比率(注)の算定結果・評価レンジは以下の通りであります。

採用手法		合併比率の算定結果
カカクコム (吸収合併存続会社)	当社 (吸収合併消滅会社)	
市場株価平均法	DCF法	2.30 ～ 3.41

(注)当社の株式1株に割当てられるカカクコム株式の数を記載しております。

(2) 合併対価としてカカクコムの普通株式を選択した理由

カカクコムの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されており、本合併後の換価の機会が確保されていることから、本合併の対価として同社株式を選択することが適切であると判断しております。

(3) 吸収合併存続会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本合併により、カカクコムの資本金及び準備金の額は増加いたしませんが、同社の資本政策等を総合的に勘案し決定したものであり相当であると、当社は判断しております。

(4) 消滅会社の少数株主の利益を害さない様に留意した事項

カカクコムは、当社の発行済株式の90.2%を保有している親会社であることから、両社は合併比率の公正性を担保するため、当社株式の価値について独立の第三者評価機関に算定を依頼し、その算定結果を勘案した上で、両社にて協議・交渉を経て、それぞれの取締役会で合併比率を上記の通りとする旨決議いたしました。

3．合併対価について参考となるべき事項

(1) 吸収合併存続会社の定款の内容

カカクコムの定款は、別紙Ⅱをご参照ください。

(2) 対価の換価の方法に関する事項

①対価を取引する市場

カカクコムの普通株式は、東京証券取引所市場第一部において取引されております。

②対価の取引の媒介、取り次ぎ、代理を行う者

カカクコムの普通株式は全国の証券会社等において媒介、取次等が行われております。

③対価の譲渡その他の処分に関する制限

該当事項はありません。

④対価の市場価格に関する事項

対価であるカカクコム株式に関する過去6か月間の市場価格の推移は以下の通りです。

(単位：円)

	2021年1月	2月	3月	4月	5月	6月
最高	3,155	3,655	3,485	3,190	3,370	3,560
最低	2,707	3,005	2,967	2,897	2,796	3,160

なお、その他詳細な情報については、東京証券取引所が以下のURL において開示する株価情報及びチャート表示により市場価格及びその推移がご覧いただけます。
http://www.jpx.co.jp/

（3）カカクコムの過去５年間にその末日が到来した各事業年度に係る貸借対照表の内容
カカクコムは、いずれの事業年度についても金融商品取引法第24条第１項の規定により有価証券報告書を提出しておりますので、記載を省略いたします。

4．吸収合併消滅会社の新株予約権の定めの相当性に関する事項
当社は新株予約権を発行しておりません。

5．吸収合併存続会社に関する事項
（1）計算書類等の内容
カカクコムの最終事業年度に係る計算書類等は、別紙Ⅲのとおりです。

（2）最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項
該当事項はありません。

6．当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事項
該当事項はありません。

7．効力発生日後における存続会社の債務の履行の見込みに関する事項
（1）合併当事会社の財務状況は、両社ともに、資産の額が負債の額を上回っております。

（2）本合併の効力発生日前までに両社の財務状況について、特段の変動は見込まれないため、本合併後も資産の額が負債の額を上回ると見込まれます。

（3）本合併後のカカクコムの事業活動において、同社の負担すべき債務の履行に支障を及ぼす事態は現在のところ予想されません。

（4）以上から、本合併の効力発生日以降にカカクコムの負担すべき債務については、履行の見込みがあると判断します。

8．本書面の備置開始以降に上記事項に変更が生じた場合は、当該変更後の事項を直ちに本書面に追加します。

以上



吸収合併契約書

株式会社カカクコム（以下「甲」という。）及びフォートラベル株式会社（以下「乙」という。）は、2021 年 7 月 21 日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

第 1 条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

第 2 条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社
（商号）株式会社カカクコム
（住所）東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号

(2) 乙：吸収合併消滅会社
（商号）フォートラベル株式会社
（住所）東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 14 号

第 3 条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

1. 甲は、本合併に際して、本合併がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲及び乙を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に 2.80 を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
2. 甲は、本合併に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 2.80 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
3. 甲が前二項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第 4 条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第 5 条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2021 年 9 月 1 日とする。但し、本合併の手続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第 6 条（株主総会決議の省略）

1. 甲は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本契約に関する同法第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。
2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

第 7 条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 8 条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、前条に基づき本契約が解除されたとき、又は会社法第 796 条第 3 項の規定に従い、同項に規定する数の株式を有する株主が本吸収合併に反対する旨を通知したときは、その効力を失うものとする。

第 9 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 1 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2021 年 7 月 21 日

甲： 東京都渋谷区恵比寿南三丁目 5 番 7 号
株式会社カカクコム
代表取締役社長　畑　彰之介　㊞

乙： 東京都渋谷区恵比寿一丁目 18 番 14 号
フォートラベル株式会社
代表取締役社長　川崎　剛　㊞

定　　款

株式会社カカクコム

平成16年６月25日改正
平成17年６月28日改正
平成18年６月28日改正
平成19年６月27日改正
平成20年６月27日改正
平成20年７月１日改正
平成21年６月24日改正
平成22年６月25日改正
平成23年６月23日改正
平成23年８月１日改正
平成24年６月26日改正
平成25年４月１日改正
平成25年９月１日改正
平成26年６月24日改正
平成27年６月24日改正

定　　款

第１章　総　　則

（商号）
第１条　当会社は、株式会社カカクコムと称し、英文ではKakaku.com, Inc.と表示する。

（目的）
第２条　当会社は、次の業務を営むことを目的とする。
１．広告宣伝の情報媒体の販売
２．広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業
３．コンピュータ及びその周辺機器･関連機器並びにソフトウェアに関する下記業務
(1)開発、製造及びその設備投資
(2)販売、輸出入及び仲介
(3)保守及び修理
(4)運用及び要員派遣
(5)計算受託業務
(6)リース及びレンタル
４．情報処理サービス及び情報提供サービス業
５．書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
６．通信システムによる情報の収集、処理及び販売
７．通信販売業
８．経営コンサルタント業務
９．市場調査に関する業務
１０．電話加入権の売買
１１．キャラクター商品（個性的な名称や特徴を有している人物・動物等の画像を付したもの）の企画、開発、販売及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理
１２．古物売買業
１３．旅行業法に基づく旅行業
１４．旅行代理店業
１５．放送法による各種放送事業及び放送関連技術の開発、製作、指揮及び販売
１６．不動産の売買・賃貸・仲介・斡旋及び管理受託
１７．不動産の鑑定業
１８．労働者派遣事業法に基づく一般労働者派遣事業
１９．金融業
２０．投資業
２１．第二種通信事業（有線放送）による情報提供の事業

２２．インターネット等のネットワークを利用した商取引、決済処理に関する事務代行の事業
２３．インターネット等のネットワークを利用した商取引における商品の宅配等の集荷・配送に関する事務代行の事業
２４．インターネットによる販売者のクレジットカード等を利用した当事者確認の事務代行の事業
２５．レストラン、飲食店、ホテル、旅行、劇場、映画館、遊技場施設及びスポーツ施設を利用する権利の売買及びそれら施設利用の割引カードの発行業務、普及・発展及び広告に関する業務、調査及び指導業務、加盟店の管理に関する業務
２６．外国為替取引業務
２７．金融商品仲介業
２８．金融商品取引法第２条第８項に規定する金融商品取引業
２９．集金代行業
３０．損害保険及び保険媒介代理業、自動車損害賠償保障法に基づく損害保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務
３１．陸上運送業務、海上運送業務、航空運送業務、荷役作業請負業及び倉庫業務
３２．銀行代理業
３３．貴金属証拠金取引業
３４．商品先物取引業
３５．物品の企画、製造及び販売
３６．前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第３条　当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

（機関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
(1)取締役会
(2)監査役
(3)監査役会
(4)会計監査人

（公告方法）
第５条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式　等

（発行可能株式総数）
第６条　当会社の発行可能株式総数は、７６８，０００，０００株とする。

（単元株式数）
第７条　当会社の単元株式数は、１００株とする。

（自己の株式の取得）
第８条　当会社は、会社法第１６５条第２項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

（株主名簿管理人）
第９条　当会社は、株主名簿管理人を置く。
②　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
③　当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

（株式取扱規則）
第１０条　当会社の株主の権利行使等に関する取扱いその他株式及び新株予約権に関する取扱いならびに手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

（下方修正条項付転換社債型新株予約権付社債の発行）
第１１条　当会社は、下方修正条項付転換社債型新株予約権付社債を株主総会の決議を得なければ発行しない。

第３章　株　主　総　会

（株主総会の招集）
第１２条　当会社の定時株主総会は、毎年６月にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要あるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１３条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者及び議長）

第１４条　株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

（決議の方法）

第１５条　株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

②　会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議決権の代理行使）

第１６条　株主は、当会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。

②　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

（議事録）

第１７条　株主総会における議事の経過の要領及びその結果はならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

第１８条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類（当該連結計算書類に係る会計監査報告または監査報告を含む。）に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第４章　取締役及び取締役会

（員数）

第１９条　当会社の取締役は１１名以内とする。

（選任方法）

第２０条　取締役は、株主総会において選任する。

②　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）

第２１条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２２条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

②　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

（業務執行）

第２３条　取締役社長は、当会社の業務を統括し、取締役副社長、専務取締役または常務取締役は、取締役社長を補佐してその業務を分掌する。

②　取締役社長に事故があるときには、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が取締役社長の職務を代行する。

（取締役会の招集権者及び議長）

第２４条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

②　取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第２５条　取締役会の招集通知は、会日の３日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議方法）

第２６条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

②　当会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（取締役会の議事録）

第２７条　取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規則）

第２８条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

（報酬等）

第２９条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第３０条　当会社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②　当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、当該取締役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意で重大な過失がないときは、会社法第４２５条第１項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第５章　監査役及び監査役会

（員数）

第３１条　当会社の監査役は５名以内とする。

（選任方法）

第３２条　監査役は、株主総会において選任する。

②　監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

③　当会社は、会社法第３２９条第３項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

④　前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。

（任期）

第３３条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

②　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。ただし、前条第３項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合は、当該補欠監査役としての選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。

（常勤の監査役）

第３４条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

（監査役会の招集通知）

第３５条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

②　監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

（監査役会の決議方法）

第３６条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

（監査役会の議事録）

第３７条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（監査役会規則）

第３８条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

（報酬等）

第３９条　監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

（監査役の責任免除）

第４０条　当会社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意で重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。

②　当会社は、監査役との間で、当該監査役の会社法第４２３条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第４２５条第１項各号に規定する金額の合計額を限度とする旨の契約を締結することができる。

第６章　会計監査人

（選任方法）
第４１条　会計監査人は、株主総会において選任する。

（任期）
第４２条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
②　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第７章　計　　算

（事業年度）
第４３条　当会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当の基準日）
第４４条　当会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。
②　前項のほか、基準日を定め剰余金の配当をすることができる。

（中間配当の基準日）
第４５条　当会社は、取締役会の決議によって、毎年９月３０日を基準日として中間配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）
第４６条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

（添付書類）

事業報告（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

⑴ 事業の経過及びその成果

当社は「LIFE with －生活とともに－」をミッションとして、一人一人の生活に寄り添い、インターネット生活をより豊かにすべく、幅広いジャンルで事業展開を行っております。創業当時よりサービスを提供している購買支援サイト『価格.com』をはじめ、レストラン検索・予約サイト『食べログ』など、現在提供しているサービスは20以上あり、各事業それぞれがグループ全体の業績を牽引することで、継続的な成長の実現に取り組んでまいりました。

当連結会計年度における日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響で落ち込む中、政府による各種政策等の効果により、持ち直しに期待が持たれておりますが、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような環境のもと、『価格.com』は2021年３月度の月間利用者数が7,040万人（※１）となりました。在宅勤務や巣ごもりによる需要の高まり等によってショッピング事業の売上が増加したものの、サービス事業は、主に通信領域における海外Wi-Fiレンタルの需要消失を受け売上が減少しました。『食べログ』は2021年３月度の月間利用者数が１億1,586万人（※１）となりました。有料プランの契約店舗数及びネット予約人数が減少しました。求人情報の一括検索サイト『求人ボックス』は月間利用者数及び送客率の上昇、不動産住宅情報サイト『スマイティ』は物件の問合せ数の増加、加えて、『価格.com保険』はオンラインによる保険契約の申込数増加により、それぞれ手数料収入が増加しました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの売上収益は51,077百万円（前連結会計年度比16.2％減）、営業利益は18,295百万円（前連結会計年度比32.8％減）、税引前利益は17,904百万円（前連結会計年度比32.7％減）、親会社の所有者に帰属する当期利益は11,763百万円（前連結会計年度比35.9％減）となりました。

セグメントの業績は、次のとおりであります。

① インターネット・メディア事業

当連結会計年度のインターネット・メディア事業の売上収益は48,583百万円（前連結会計年度比17.3%減）、セグメント利益は17,687百万円（前連結会計年度比33.2%減）となりました。

[価格.com業務]

『価格.com』におけるショッピング事業は、在宅勤務や巣ごもりによる需要の高まりに加えてECの利用が拡大したことにより、売上が増加しました。サービス事業は、主に通信領域における海外Wi-Fiレンタルの需要消失を受け売上が減少しました。広告事業は、広告出稿の延期及び中止の影響を受け売上が減少しました。その結果、ショッピング事業の売上収益は10,100百万円（前連結会計年度比8.3%増）、サービス事業の売上収益は9,063百万円（前連結会計年度比9.8%減）、広告事業の売上収益は4,333百万円（前連結会計年度比5.5%減）となりました。

その結果、『価格.com』の売上収益は23,496百万円（前連結会計年度比1.9%減）となりました。

[食べログ業務]

『食べログ』における飲食店販促事業は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う1回目の緊急事態宣言が2020年5月に解除された後、外食需要の回復が徐々に進み、Go To Eatキャンペーンの開始により格段にそのペースが増したものの、再び感染者数が増加したことにより2021年1月には2回目の緊急事態宣言が発出されました。その結果、売上収益は13,081百万円（前連結会計年度比39.2%減）、ネット予約人数は累計で2,888万人（前連結会計年度比23.6%減）、有料プラン契約店舗数は2021年3月時点で5.7万店舗となりました。ユーザー会員事業は、有料サービス加入者数の減少により、売上収益は1,693百万円（前連結会計年度比27.5%減）となりました。『食べログ』における広告事業は、広告出稿の延期及び中止により、売上収益は1,921百万円（前連結会計年度比23.8%減）となりました。また、業務受託の売上収益は1,091百万円（※2）となりました。

その結果、『食べログ』の売上収益は17,786百万円（前連結会計年度比32.5%減）となりました。

[新興メディア・ソリューション業務]

新興メディア・ソリューション業務におきましては、旅行・移動領域のサービス及び娯楽・趣味領域における外出を伴う一部のサービスが新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け厳しい状況が続いた一方で、『求人ボックス』及び『スマイティ』は売上が増加しました。

その結果、新興メディア・ソリューション業務の売上収益は7,302百万円（前連結会計年度比13.3%減）となりました。

② ファイナンス事業

連結子会社㈱カカクコム・インシュアランスによる保険代理店業務において、生命保険のオンラインによる保険契約の申込が増加したことにより手数料収入が増加しました。

その結果、当連結会計年度の売上収益は2,494百万円（前連結会計年度比12.2%増）、セグメント利益は604百万円（前連結会計年度比17.6%減）となりました。

※1　月間利用者数とは、サイトを訪れた人をブラウザベースで数えた利用者数です（特定のブラウザ、OS等によっては一定期間経過後に再訪した利用者を重複計測する場合があります）。なお、モバイル端末のウェブページ高速表示に伴う利用者数の重複や、第三者による自動収集プログラムなどの機械的なアクセスについては可能な限り排除して計測しております。

※2　Go To Eatキャンペーン事業（農林水産省）及び大阪府 少人数利用 飲食店応援キャンペーン事業（大阪府）の受託による収入を指しております。ただし、両事業の受託による広告宣伝に係る収入（広告事業に計上）は含まれておりません。

⑵ 設備投資等の状況

当連結会計年度の設備投資額は2,202百万円であり、その主なものは、システム関連のサーバーおよびソフトウェアに係る支出であります。

⑶ 資金調達の状況

該当事項はありません。

⑷ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑸ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑹ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑺ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑻ 対処すべき課題

昨年来、新型コロナウイルス感染症の拡大が個人消費の動向に大きな影響を及ぼしており、当社グループは引き続き厳しい事業環境の下に置かれております。また、ワクチンの普及に期待が高まっているものの、緊急事態宣言の発出、まん延防止等重点措置の適用地域拡大など、新型コロナウイルス感染症の収束時期は不透明であることから、景気の先行きについては見通しが困難な状況が今後も続くものと見ております。

このような環境状況の中、当社グループは引き続き購買支援サイト「価格.com」、レストラン検索・予約サイト「食べログ」、求人情報の一括検索サイト「求人ボックス」、不動産住宅情報サイト「スマイティ」などのウェブサイトにおける情報の提供、ダイナミックパッケージ・プラットフォームの提供、保険選びのコンサルティングサービスの提供などの事業を幅広く展開することによって、今後も日々の暮らしが豊かになるような、様々な生活シーンで役に立つサービスを提供し続けてまいります。

そのため当社は以下の重点課題に取り組んでまいります。

① 当社グループ全体として安定的な成長を維持しながら、新興メディア・ソリューション/ファイナンス事業の連結売上構成比を20%まで引き上げることを目指します。そのために、当該事業における既存のコンテンツをより充実させて利用者の拡大を図るとともに各事業の成長ステージに合った積極的な投資を行い、さらにはユーザーの本質的な課題をとらえた新たな事業を創出することによって事業領域を拡大し、様々な生活シーンにおけるサービスを提供し続けてまいります。

② 当社にとっての重要な経営資源は人であり、人材の確保及び育成は持続的な事業成長のための重要な課題と認識しております。当社は、事業規模の拡大及び業務内容の多様化に応じた積極的な採用活動を行うとともに育成を強化することによって、組織力の強化に取り組んでまいります。また、従業員がさらに力を発揮できる、働きやすい環境づくりにも引き続き注力してまいります。

③ 当社の運営する事業は、その性質上、システムのセキュリティ・開発・保守管理体制が極めて重要であり、これらをさらに充実させていくことが求められております。引き続き市場環境の変化に対応したセキュリティの維持、システム開発及びシステム保守管理体制の整備を進めてまいります。

④ 経営の有効性及び効率性の向上、財務報告の信頼性確保、諸法規等の遵守のため、内部統制システムの整備・充実を継続的に推進し、内部管理体制の強化に取り組んでまいります。

⑼ CSRへの取組み

カカクコムは生活とともにある企業として、企業活動を通して経済・社会・環境の課題に取り組んでまいります。

<カカクコムが取り組む課題>

① 経済：インターネット産業の発展

② 社会：豊かな社会の実現

③ 環境：地球環境の保全

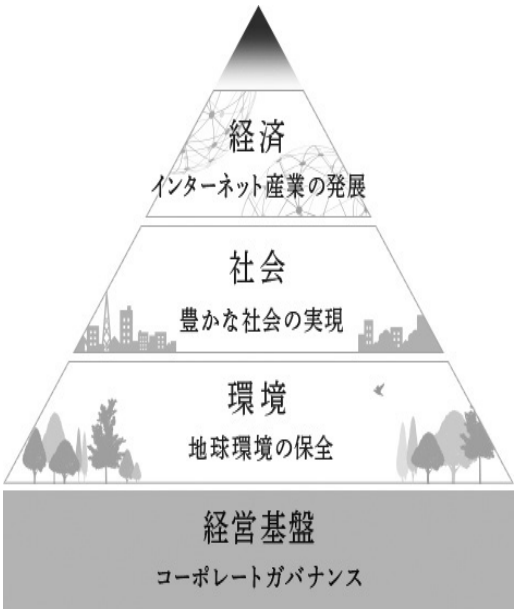

<具体的な取組み>

① 経済

イ 安全なサービス提供

商品・サービスの購入決定に役立つ有意義な情報を提供できるよう、検索性・閲覧性を高めたサイトと、信頼性の高い上質なコンテンツ作りに取り組んでおります。

ロ エンジニア育成

エンジニアを育成する仕組みをつくり、教育プログラムを実践することを通じて、次世代のIT人材の育成に取り組んでおります。

ハ 技術発展支援

技術発展と技術コミュニティ活性化への貢献を目的とし、各種協賛や業界団体への加盟を通じて、支援等に取り組んでおります。

② 社会

イ 人材の育成、働く環境の整備

事業規模の拡大及び業務内容の多様化に応じた育成を強化することで、組織力の強化に取り組んでまいります。また従業員がさらに力を発揮できる、働きやすい環境づくりにも注力してまいります。

ロ スポーツ・文化発展支援

音楽文化への支援、そして新しい日本の文化としてeスポーツの発展支援を行っております。

ハ 災害復興支援

震災その他の災害からの復興支援を行っております。

ニ 豊かな暮らしに関する情報発信・提供

地域の防災・教育等に関する情報、地方の観光情報等の情報を発信・提供をしております。

③ 環境

イ 事業所の環境負荷低減

オフィス内使用電力量の把握・低減、事務用品（コピー用紙等）の削減、全社での節電の呼びかけ等を行っております。

ロ 環境保全団体との連携

環境保全団体と連携を行い、環境保全活動の支援を行っております。

ハ 環境保全に関する情報発信・提供

省エネ性能が高い家電やグリーン電力に関する情報の発信・提供をしております。

⑽ 財産及び損益の状況

区　分	第21期 (2018年3月期)	第22期 (2019年3月期)	第23期 (2020年3月期)	第24期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
売上収益 (百万円)	46,782	54,832	60,978	51,077
親会社の所有者に帰属する当期利益 (百万円)	15,699	16,697	18,348	11,763
基本的1株当たり当期利益 (円)	73.96	79.70	88.25	57.13
資産合計 (百万円)	42,770	51,242	63,317	70,958
資本合計 (百万円)	33,908	40,941	43,303	47,141

(注) 当社は第21期より従来の「日本基準」に替えて「国際会計基準（IFRS）」を適用しております。

⑾ 重要な親会社及び子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
フォートラベル㈱	191百万円	90.2%	インターネットによる情報提供
㈱カカクコム・インシュアランス	105百万円	100.0%	保険代理店業務
㈱エイガ・ドット・コム	26百万円	70.0%	インターネットによる情報提供
㈱タイムデザイン	307百万円	72.9%	ダイナミックパッケージ事業
㈱webCG	10百万円	66.5%	インターネットによる情報提供
㈱LCL	50百万円	100.0%	インターネットによる情報提供
㈱ガイエ	40百万円	70.0%	映画コンテンツ・ウェブサイト制作

⑿ 主要な事業の内容（2021年3月31日現在）

① インターネット・メディア事業

購買支援サイト『価格.com』、レストラン検索・予約サイト『食べログ』、不動産住宅情報サイト『スマイティ』、求人情報の一括検索サイト『求人ボックス』、女性向けライフスタイルメディア『キナリノ』、旅行のクチコミと比較サイト『フォートラベル』、総合映画情報サイト『映画.com』、自動車専門ウェブマガジン『webCG』及び高速バス・夜行バスの運賃比較サイト『バス比較なび』等の企画・運営、ダイナミックパッケージシステムの開発・提供ならびに映画コンテンツ・ウェブサイトの制作・提供を行っております。

② ファイナンス事業

保険代理店業務を行っております。

⒀ 主要な営業所（2021年3月31日現在）

名　称	所在地
本　　社	東京都渋谷区恵比寿南三丁目5番7号
渋谷オフィス	東京都渋谷区宇田川町15番1号
関西支社	大阪府大阪市北区堂島一丁目6番20号
九州支社	福岡県福岡市博多区下川端町3番1号

⒁ 主要な借入先の状況（2021年3月31日現在）

該当事項はありません。

⑮ **従業員の状況**（2021年3月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比増減
インターネット・メディア事業	1,071（238）名	80名増（5名増）
ファイナンス事業	101（22）名	10名増（11名増）
合計	1,172（260）名	90名増（16名増）

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
876（215）名	83名増（2名増）	35.4歳	5.2年

（注）従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（2021年3月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　768,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　206,705,000株

⑶ **株主数**　8,260名　（前期末比 1,099名減）

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
株式会社デジタルガレージ	42,350,000株	20.56%
KDDI株式会社	35,016,000株	17.00%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	12,973,300株	6.30%
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	7,231,700株	3.51%
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001	6,583,069株	3.20%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140051	3,535,500株	1.72%
RBC IST 15 PCT NON LENDING ACCOUNT - CLIENT ACCOUNT	3,339,300株	1.62%
ザ バンク オブ ニューヨーク メロン 140044	2,922,069株	1.42%
ビーエヌワイエム アズ エージーテイ クライアンツ 10 パーセント	2,812,940株	1.37%
株式会社日本カストディ銀行（信託口9）	2,760,400株	1.34%

（注）持株比率は、自己株式（701,758株）を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	林　　郁	㈱デジタルガレージ代表取締役兼社長執行役員グループCEO
代表取締役社長	畑　　彰之介	
取　締　役	村 上 敦 浩	食べログ 担当 弁護士ドットコム㈱社外取締役
取　締　役	結 城 晋 吾	マーケティング・営業・事業開発・カスタマーサービス 担当
取　締　役	宮 崎 加 奈 子	ショッピング事業本部長 価格.com 担当
取　締　役	加 藤 智 治	ゼビオ㈱代表取締役社長 ゼビオホールディングス㈱副社長執行役員
取　締　役	宮 島 和 美	㈱ファンケル相談役
取　締　役	木 下 雅 之	NSユナイテッド海運㈱社外取締役
取　締　役	多 田 一 国	KDDI㈱執行役員 auフィナンシャルホールディングス㈱取締役 ㈱ロイヤリティ マーケティング取締役
常勤監査役	平 井 裕 文	
監　査　役	前 野　　寛	
監　査　役	松 橋 香 里	公認会計士 ルミナス・コンサルティング㈱代表取締役 Spiber㈱社外取締役 NTSホールディングス㈱社外監査役 ㈱セブン&アイ・ホールディングス社外監査役
監　査　役	梶 木　　壽	弁護士

（注）1. 藤原謙次氏、早川吉春氏及び新居眞吾氏は、2020年6月18日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 木下雅之氏及び多田一国氏は、2020年6月18日開催の第23回定時株主総会において取締役に選任され就任いたしました。
3. 取締役加藤智治氏、宮島和美氏、木下雅之氏及び多田一国氏は、社外取締役であります。
4. 監査役松橋香里氏及び梶木壽氏は、社外監査役であります。
5. 監査役松橋香里氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
6. 当社は、取締役加藤智治氏、宮島和美氏、木下雅之氏、監査役松橋香里氏及び梶木壽氏を㈱東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役、監査役前野寛氏及び各社外監査役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針について、取締役会により決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議をする内容について指名・報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会より、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合している旨の答申を受けていることから、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次の通りです。

イ 基本方針

(ｲ) 当社の経営方針に合致する企業価値の向上及び中長期的な成長に資するものであること。

(ﾛ) 報酬等の水準は、職責及び成果に十分見合う競争力のあるものを維持すること。

(ﾊ) 報酬等の構成は、基本報酬に加えて、１年間の業績に連動して支給する賞与、及び中長期インセンティブとして付与するストック・オプション報酬とすること。

ロ 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は、固定報酬として金銭により支給する。

業務執行取締役の基本報酬については、それぞれの責任や期待する役割に応じて役位及び役位の内訳としてのグレードを定め、当該役位及びグレードごとに、基準額を一定の範囲をもって設定したうえで、その範囲の中で各人の担当事業部門または個別のミッションに応じた職務の性質、及び競争力のある水準等を考慮して決定する。

その他の取締役の基本報酬については、一定の上限を設定したうえで、各人の職責、知見・経験及び外部環境における水準等を考慮して決定する。

そのうえで、上記に基づき定められた年額を月額に換算し、毎月金銭により支給する。

なお、業務執行取締役に対して使用人としての報酬は別に支給しない。

ハ　業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等に関する方針

(ｲ)　役員賞与

ⅰ　概要

役員賞与は、業務執行取締役に対して付与するものとし、１年任期との整合から、単年度の連結業績に対するインセンティブ付与を目的として、年に一度、金銭により支給する。

ⅱ　支給総額

役員賞与の指標は、当社の業績を反映する数値の一つとして当期連結税引前利益（役員賞与控除前）を採用し、その一定割合を支給総額とする。

ただし上限は年度ごとに１億円とする。

当該支給総額の算定に用いる掛け率は0.15％を原則とするが、指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会で掛け率を変更することができる。また、算定対象となる連結税引前利益実績については、経営環境や業績に応じて、指名・報酬委員会で審議のうえ、取締役会で連結税引前利益実績を減額調整することができる。

ⅲ　個人別の支給額

業務執行取締役個人別の役員賞与支給額は、上記算定方法により求められる役員賞与総額を、各業務執行取締役に付与したポイントで按分した額とする。

各業務執行取締役に付与する具体的なポイントは、予め定められた基本ポイント、及び、貢献度等に応じた評価ポイントにより構成される。

(ﾛ)　ストック・オプション

ⅰ　概要

ストック・オプション報酬は、当社の中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブ付けを目的として、新株予約権、及び当該新株予約権の払込金額と相殺するために支給する報酬として支払う。

ストック・オプション報酬は、株主総会決議の範囲内で付与する株式報酬型ストック・オプション及び税制適格ストック・オプションから構成される。

ⅱ　株式報酬型ストック・オプション

株式報酬型ストック・オプションは、業務執行取締役に対して付与するものとし、権利行使価格が１円（本人が支払う額が新株予約権の目的である株式の数１株につき１円）となるものとする。

なお株式報酬型ストック・オプションは、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り、一括してのみ行使できる旨等の条件を付すものとする。その他の内容、数及び額は、各業務執行取締役の役位、責任や期待する役割を基準として設定する。また、株式報酬型ストック・オプションについては、年に一度支払うものとする。

各業務執行取締役に割り当てる株式報酬型ストック・オプションの数は、基準額を当該新株予約権1個当たりの公正な評価額で除し算出されたものとし、基準額は、原則として次の算式により算出する。

支給基準期間の初日における各業務執行取締役の基本報酬　×　2/7

ⅲ　税制適格ストック・オプション

税制適格ストック・オプションについては、取締役会の決議によってインセンティブ付けの観点から必要があると判断する場合にのみ、その観点から適切な内容、数、額及び付与の時期を決定のうえで付与するものとする。

ニ　報酬等の割合に関する方針

業務執行取締役の個人別の報酬の額に対する割合は、基本報酬：役員賞与：ストック・オプション報酬＝7：1：2とすることを目安とする。その他の取締役については、基本報酬のみを原則とする。

割合については、事業環境ないしコーポレートガバナンスの状況の変化や当社における経営計画の見直しその他の事情に応じ、指名・報酬委員会の意見等もふまえ、適宜、見直していくものとする。

ホ　報酬等の決定方法に関する方針

基本報酬及び賞与の決定については、取締役会決議に基づき代表取締役社長の決定に一任する。

代表取締役は、後述する指名・報酬委員会による手続きを経たうえで、上記イからニの方針に基づき各取締役の具体的な金額を決定する。

ストック・オプションの決定については、後述する指名・報酬委員会による手続きを経たうえで、取締役会の決議により決定する。

ヘ　上記ホを踏まえた報酬決定プロセスにかかるガバナンスについて

当社は、取締役の報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の下にその諮問機関として指名・報酬委員会を設置する。

指名・報酬委員会は、取締役である委員３名以上で構成し、その過半数を独立社外取締役とする。

指名・報酬委員会は、取締役会の諮問に応じて、当社のあるべき報酬制度を含めた、取締役の個人別の報酬等の内容等について審議をし、取締役会に対して助言・提言を行う。

指名・報酬委員会の委員長は、指名・報酬委員会の職務執行の状況を取締役会に報告しなければならない。

② 役員区分ごとの報酬等の総額及び対象となる人数

区 分	報酬の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役（社外取締役を除く）	298百万円	203百万円	39百万円	54百万円	5名
監査役（社外監査役を除く）	37百万円	37百万円	-	-	2名
社外取締役	28百万円	28百万円	-	-	4名
社外監査役	16百万円	16百万円	-	-	2名

（注）1. 上記には、2020年６月18日開催の第23回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役３名（うち社外取締役２名）を含み、無報酬の取締役３名（うち社外取締役２名）を除いております。

2. 取締役（社外取締役を除く。）１名及び社外取締役２名は、無報酬であります。

3. 業績連動報酬に係る業績指標は連結税引前利益（業績連動報酬控除前）であり、当該指標を選択した理由は、当社の業績を反映する重要な指標であると判断したためであります。当社の業績連動報酬は、当該指標の一定割合を支給総額とし、上限は年度ごとに１億円としております。当該支給総額の算定に用いる掛け率は0.15%を原則とし、業務執行取締役個人別の役員賞与支給額は、当該算定方法により求められる当該支給総額を、各業務執行取締役に付与したポイントで按分した額としております。各業務執行取締役に付与する具体的なポイントは、予め定められた基本ポイント、及び、貢献度等に応じた評価ポイントにより構成されております。なお、上記は、当事業年度において受けた業績連動報酬の金額であり、算定に際して用いた前事業年度の連結税引前利益の実績は26,619百万円であります。

4. 非金銭報酬は、取締役（社外取締役を除く。）４名に対して株式報酬型ストック・オプションとして付与した新株予約権（第13回新株予約権259個及び第14回新株予約権221個）に係る当事業年度中の費用計上した額を記載しております。かかる新株予約権の行使価額等は以下のとおりです。

目的である株式の種類及び数　当社普通株式とし、１個当たり100株とする

行使価額　１個当たり 100円（１株当たり 1円）

行使期間　割当日の翌営業日から30年間

行使の条件等

① 新株予約権者は、上記行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には、翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できる。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は、新株予約権を一括してのみ行使することができる。

③　その他権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによる。

④　譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

5. 取締役の金銭報酬の額は、2017年６月21日開催の第20回定時株主総会において一事業年度当たり360百万円以内と決議しております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、11名（うち社外取締役４名）です。
6. 上記金銭報酬とは別枠で、下記のとおり株式報酬の額を決議しております。
   ①　2016年６月23日開催の第19回定時株主総会において、株式報酬型ストック・オプション報酬の額として年額100百万円以内、目的となる株式数の上限を年150,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は７名です。
   ②　2012年６月26日開催の第15回定時株主総会において、税制適格ストック・オプション報酬の額として年額250百万円以内、目的となる株式数の上限を年200,000株以内（社外取締役は付与対象外）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役（社外取締役を除く。）の員数は８名です。
7. 監査役の金銭報酬の額は、2000年５月26日開催の臨時株主総会において、月額10百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は１名です。
8. 取締役会は、代表取締役社長畑彰之介に対し、各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ、各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名・報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

③　報酬等の総額が１億円以上である取締役の報酬等の額

区　分	報酬の総額	報酬等の種類別の総額		
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬
畑　彰之介 （代表取締役社長）	116百万円	79百万円	14百万円	21百万円

⑷ 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役加藤智治氏は、ゼビオ㈱の代表取締役社長及びゼビオホールディングス㈱の副社長執行役員であります。ゼビオ㈱と当社との間には価格.com事業に関する取引関係がありますが、取引実績は当社の当期連結決算における売上高の0.1%未満であり、重要な取引関係ではありません。なお、ゼビオホールディングス㈱と当社との間には、特記すべき関係はありません。

取締役宮島和美氏は、㈱ファンケルの相談役であります。なお、同社と当社との間には取引関係がありますが、取引実績は当社の当期連結決算における売上高の0.1%未満であり、重要な取引関係ではありません。

取締役多田一国氏は、KDDI㈱の執行役員であります。なお、KDDI㈱は当社の大株主であるとともに、当社のその他の関係会社であります。また、同社は当社との間で、業務提携に関する基本契約を締結しております。

監査役松橋香里氏はルミナス・コンサルティング㈱の代表取締役であります。なお、同社と当社との間には、特記すべき関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役木下雅之氏は、NSユナイテッド海運㈱の社外取締役であります。なお、同社と当社との間には、特記すべき関係はありません。

監査役松橋香里氏は、Spiber㈱の社外取締役、NTSホールディングス㈱の社外監査役及び㈱セブン&アイ・ホールディングスの社外監査役であります。なお、各社と当社との間には、特記すべき関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

取締役加藤智治氏は、多様な業種における業務執行者及び経営者としての経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び業務執行のモニタリング体制を強化するための助言・提言についての役割を期待されておりましたところ、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、これらの職務を適切に行っております。また諮問機関である指名・報酬委員会の委員として当社の取締役の選任議案や取締役の個人別の報酬等の内容等につき、客観的・中立的立場で関与いただいております。

取締役宮島和美氏は、広報、秘書、IR部門の要職としての豊富な知見と経営者として培われた幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び業務執行のモニタリング体制を強化するための助言・提言についての役割を期待されておりましたところ、当事業年度開催の取締役会17回全てに出席し、これらの職務を適切に行っております。また諮問機関である指名・報酬委員会の委員として当社の取締役の選任議案や取締役の個人別の報酬等の内容等につき、客観的・中立的立場で関与いただいております。

取締役木下雅之氏は、国際ビジネスの経験や総合商社のCIO及びCPOとしての豊富な知見と経営者として培われた幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び業務執行のモニタリング体制を強化するための助言・提言についての役割を期待されておりましたところ、2020年6月18日就任以降開催の取締役会13回全てに出席し、これらの職務を適切に行っております。また諮問機関である指名・報酬委員会の委員として当社の取締役の選任議案や取締役の個人別の報酬等の内容等につき、客観的・中立的立場で関与いただいております。

取締役多田一国氏は、KDDI㈱の中核事業の要職に従事した豊富な経験と幅広い見識に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言及び業務執行のモニタリング体制を強化するための助言・提言についての役割を期待されておりましたところ、2020年6月18日就任以降開催の取締役会13回全てに出席し、これらの職務を適切に行っております。

監査役松橋香里氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回全てに出席いたしました。公認会計士としての専門知識と他社の社外役員としての経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制ならびに内部監査について適宜必要な発言を行っております。

監査役梶木壽氏は、当事業年度開催の取締役会17回のうち16回に出席し、また、当事業年度開催の監査役会7回全てに出席いたしました。弁護士としての専門知識と他社の社外役員としての経験に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部統制ならびに内部監査について適宜必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

⑴ 会計監査人の名称　　有限責任監査法人トーマツ

⑵ 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額　　47百万円

② 当社及び子会社の支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額　47百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、相当であるものと判断し、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

⑶ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑷ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、監査役会は、会計監査人の継続監査年数等を勘案し、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容の決定を行います。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産		**負債**	
流動資産	**47,196**	**流動負債**	**16,907**
		営業債務及びその他の債務	2,400
現金及び現金同等物	34,888	社債及び借入金	806
		その他の金融負債	3,968
営業債権及びその他の債権	7,672	未払法人所得税	2,736
		リース負債	1,357
その他の金融資産	684	従業員給付に係る負債	1,628
		その他の流動負債	4,013
その他の流動資産	3,952	**非流動負債**	**6,909**
		社債及び借入金	83
非流動資産	**23,762**	リース負債	6,016
		引当金	539
有形固定資産	2,453	その他の非流動負債	271
		負債合計	**23,816**
使用権資産	8,050	**資本**	
		親会社の所有者に帰属する持分	**46,880**
のれん及び無形資産	6,964	資本金	916
		資本剰余金	463
持分法で会計処理されている投資	2,063	利益剰余金	47,028
		自己株式	△1,842
その他の金融資産	3,410	その他の資本の構成要素	316
		非支配持分	**261**
繰延税金資産	722		
		資本合計	**47,141**
その他の非流動資産	100		
資産合計	**70,958**	**負債及び資本合計**	**70,958**

(注) 記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額
売上収益	51,077
営業費用	32,668
その他の収益	119
その他の費用	52
減損損失	181
営業利益	18,295
金融収益	209
金融費用	123
持分法による投資損益	△169
持分法による投資の減損損失	308
税引前利益	17,904
法人所得税費用	6,274
当期利益	11,630
当期利益の帰属	
親会社の所有者	11,763
非支配持分	△133

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		**負債の部**	
流動資産	**37,094**	**流動負債**	**9,457**
現金及び預金	29,079	買掛金	147
売掛金	6,896	未払金	1,637
未収入金	317	未払費用	81
前払費用	466	未払法人税等	2,632
その他	415	未払消費税等	294
貸倒引当金	△80	前受金	95
固定資産	**18,692**	預り金	3,902
有形固定資産	**2,157**	賞与引当金	546
建物	1,108	役員賞与引当金	24
器具及び備品	920	その他	95
土地	68	**固定負債**	**585**
建設仮勘定	55	長期預り保証金	199
その他	5	資産除去債務	386
無形固定資産	**2,192**	**負債合計**	**10,043**
ソフトウェア	1,780	**純資産の部**	
ソフトウェア仮勘定	411	**株主資本**	**45,490**
投資その他の資産	**14,342**	資本金	915
投資有価証券	2,343	資本剰余金	1,087
関係会社株式	9,015	資本準備金	1,087
長期前払費用	556	利益剰余金	45,329
繰延税金資産	1,512	その他利益剰余金	45,329
保証金	914	繰越利益剰余金	45,329
破産更生債権等	7	自己株式	△1,842
貸倒引当金	△7	**評価・換算差額等**	**24**
		その他有価証券評価差額金	24
		新株予約権	**227**
		純資産合計	**45,743**
資産合計	**55,786**	**負債純資産合計**	**55,786**

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**46,544**
売上原価		**3,410**
売上総利益		**43,133**
販売費及び一般管理費		**24,819**
営業利益		**18,313**
営業外収益		**222**
受取利息及び配当金	6	
業務受託料	18	
投資事業組合運用益	180	
その他	15	
営業外費用		**102**
投資事業組合運用損	90	
その他	11	
経常利益		**18,432**
特別利益		**8**
固定資産売却益	8	
特別損失		**824**
関係会社株式評価損	814	
その他	10	
税引前当期純利益		**17,616**
法人税、住民税及び事業税	5,734	
法人税等調整額	△283	5,451
当期純利益		**12,165**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社　カカクコム
　　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　淡　島　國　和　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　辻　隼　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社カカクコムの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、株式会社カカクコム及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月13日

株式会社　カカクコム
　　取締役会　御中

有限責任監査法人　トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　淡　島　國　和　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　大　辻　隼　人　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社カカクコムの2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第24期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴ 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵ 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、今後もコーポレートガバナンス強化の観点より、子会社も含め内部統制システムに係る継続的な取組みが重要であると認識しています。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月19日

株式会社カカクコム　監査役会

常勤監査役　平井裕文　㊞

監査役　前野寛　㊞

社外監査役　松橋香里　㊞

社外監査役　梶木壽　㊞

以上

会社の新株予約権等に関する事項

⑴ 当事業年度の末日に当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

第８回新株予約権（2016年６月23日開催の定時株主総会決議に基づく2016年８月17日開催の取締役会決議によるもの）

・新株予約権の払込金額

１個当たり　167,000円（１株当たり1,670円）

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　100円（１株当たり１円）

・新株予約権を行使することができる期間

2016年９月２日から2046年９月１日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	151個	15,100株	3名

第９回新株予約権（2012年６月26日開催の定時株主総会決議に基づく2016年８月17日開催の取締役会決議によるもの）

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　185,400円（１株当たり1,854円）

・新株予約権を行使することができる期間

2018年９月３日から2021年９月２日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	26個	2,600株	1名

第10回新株予約権（2016年６月23日開催の定時株主総会決議に基づく2017年７月19日開催の取締役会決議によるもの）

・新株予約権の払込金額

１個当たり　　131,900円（１株当たり1,319円）

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　　100円（１株当たり１円）

・新株予約権を行使することができる期間

2017年８月４日から2047年８月３日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	213個	21,300株	３名

第11回新株予約権（2016年６月23日開催の定時株主総会決議に基づく2018年８月15日開催の取締役会決議によるもの）

・新株予約権の払込金額

１個当たり　　192,600円（１株当たり1,926円）

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　　100円（１株当たり１円）

・新株予約権を行使することができる期間

2018年９月４日から2048年９月３日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	196個	19,600株	３名

第12回新株予約権（2018年９月19日開催の取締役会決議によるもの）

・新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しない。

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　211,600円（１株当たり2,116円）

・新株予約権を行使することができる期間

2020年10月20日から2023年10月19日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	60個	6,000株	１名

第13回新株予約権（2016年６月23日開催の定時株主総会決議に基づく2019年７月17日開催の取締役会決議によるもの）

・新株予約権の払込金額

１個当たり　231,600円（１株当たり2,316円）

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　100円（１株当たり１円）

・新株予約権を行使することができる期間

2019年８月５日から2049年８月４日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	259個	25,900株	４名

第14回新株予約権（2016年６月23日開催の定時株主総会決議に基づく2020年７月15日開催の取締役会決議によるもの）

・新株予約権の払込金額

１個当たり　　238,600円（１株当たり2,386円）

・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

１個当たり　　100円（１株当たり１円）

・新株予約権を行使することができる期間

2020年８月５日から2050年８月４日まで

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の数	保有者数
取締役（社外取締役を除く）	221個	22,100株	４名

(2)　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

⑴　業務の適正を確保するための体制

①　取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、適正かつ健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。また、その徹底を図るため、経営管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に役職員教育等を行う。内部監査室は、経営管理本部と連携のうえ、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。

ロ．当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部の専門家と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は行わない。

②　取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、文書取扱規程に従い、取締役の職務執行または取締役が使用人を用いて職務執行する場合の使用人の行為に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という。）に記録し、保存する。取締役、監査役及び内部監査室は、文書取扱規程により、これらの文書等を閲覧できるものとする。

③　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンスならびに情報セキュリティに係るリスクについては、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全社的対応は法務部及び情報セキュリティ室が行うものとする。新たに生じた重要なリスクについては、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

④　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ＩＴを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューして、改善を促すことを内容とする、全社的な業務効率化を実現するシステムを構築するものとする。

⑤ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社は、グループ各社に役職員等を派遣し、当社の役職員等がグループ各社の取締役等に就くことにより、当社がグループ各社の業務の適正を監視し、また職務執行の効率性に関する課題を把握して改善できる体制を確立する。また、グループ各社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社のグループ各社の管理を担当する部門はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。当社は、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、グループ各社から事業内容の定期的な報告を受け、またグループ各社の重要案件について事前協議を行うものとする。

ロ. 当社の内部監査室が定期的にグループ各社の内部監査を実施し、監査の結果を当社の代表取締役社長及び監査役に報告する体制を確立する。

ハ. 当社は、グループ各社において法令及び社内規程に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のグループ各社の管理を担当する部門に報告する体制を確立する。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。

なお、監査役が要請を行った時は、代表取締役社長との間で意見交換を行い、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役専任スタッフを置くものとする。代表取締役社長は、その人事異動及び考課について、事前に監査役との間で意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。

⑦ 取締役及び使用人等ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

当社は、当社の取締役及び使用人等ならびにグループ各社の取締役、監査役及び使用人等が、直接または内部通報制度等を用いて間接的に、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、可及的速やかに報告する体制を確立するものとする。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役との協議により決定するものとする。

⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、グループ全役職員が内部通報制度その他の手続を通じて前号の報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止する。

⑨ 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をした時は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

⑩ その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部監査室より随時内部監査報告を受け、また監査法人と適宜協議をするものとし、必要に応じて取締役と意見交換を行うものとする。

⑵ 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

① 内部統制システム全般

取締役会を17回開催し、事業計画の進捗状況確認及び重要な意思決定等において、社外取締役及び社外監査役を交えた活発な議論を行いました。また、取締役会で決定した方針に基づき、効果的な職務執行を実現するため、各事業部から経営上重要な情報を正確かつ迅速に収集したうえ、経営会議を毎週開催し、業務執行に関して十分な議論を行いました。

取締役の業務執行の役割をより明確にするため、2019年７月１日より執行役員制度を雇用型と委任型の併用に変更し、業務執行取締役は執行役員との兼務ができるようにしております。また執行役員制度の変更に伴い、迅速な意思決定を図るため決裁権限を変更するとともに、会社規模の拡大に伴い、執行機関の裁量を拡大しております。

内部監査室は、当社及びグループ各社の内部監査を通じ、内部統制システム全般の制度・運用状況のモニタリングを実施するとともに、必要に応じて適宜改善を図り、その結果を取締役会及び各監査役へ報告いたしました。

② **コンプライアンス・リスク管理体制について**

グループ全役職員を対象に、情報セキュリティ・個人情報保護・インサイダー取引規制に関する教育をそれぞれ実施いたしました。

外部の有識者を含む情報セキュリティ委員会を開催し、当社及びグループ各社の情報セキュリティ対策について評価・提言がなされました。

リスクマネジメント会議を隔週開催するほか、迅速な対応が求められる事象が発生した場合は適宜会議を開催し、担当取締役は関連部署からリスク管理運営状況について報告を受け、その内容を取締役会と共有いたしました。

③ **グループ各社の経営管理体制について**

取締役会及び経営会議において、グループ各社の経営状況が毎月報告され、事業計画の進捗状況や経営課題等を確認し、議論を行いました。

④ **監査役の監査体制について**

監査役会を７回開催し、各監査役は内部監査室、法務部、財務経理部、情報セキュリティ室及び会計監査人から定期的に報告を受けて相互の連携を図るとともに、必要に応じて当社及びグループ各社の役職員へ説明を求め、監査の実効性の向上を図りました。

連結持分変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	親会社の所有者に帰属する持分			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式
2020年4月1日残高	916	464	43,515	△2,196
当期利益			11,763	
その他の包括利益				
当期包括利益合計	－	－	11,763	－
剰余金の配当			△8,235	
自己株式の取得及び処分			△15	354
株式報酬取引				
その他		△1		
所有者との取引額合計	－	△1	△8,250	354
2021年3月31日残高	916	463	47,028	△1,842

	親会社の所有者に帰属する持分						非支配持分	資本合計
	その他の資本の構成要素					合計		
	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産の公正価値の純変動	在外営業活動体の換算差額	持分法適用会社におけるその他の包括利益に対する持分	新株予約権	その他の資本の構成要素合計			
2020年4月1日残高	△7	△15	△6	238	210	42,909	394	43,303
当期利益					－	11,763	△133	11,630
その他の包括利益	45	0	5		50	50	0	50
当期包括利益合計	45	0	5	－	50	11,813	△132	11,680
剰余金の配当					－	△8,235		△8,235
自己株式の取得及び処分				△64	△64	274		274
株式報酬取引				119	119	119		119
その他				1	1	△0		△0
所有者との取引額合計	－	－	－	56	56	△7,842	－	△7,842
2021年3月31日残高	37	△14	△1	293	316	46,880	261	47,141

（注）記載金額は、百万円未満を四捨五入して表示しております。

連結注記表

（連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項）

1. 連結計算書類の作成基準

当社及びその子会社（以下、当社グループ）の連結計算書類は、会社計算規則第120条第１項の規定により、国際会計基準（以下、IFRS）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

2. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　９社

主要な連結子会社の名称

フォートラベル㈱
㈱カカクコム・インシュアランス
㈱エイガ・ドット・コム
㈱タイムデザイン
㈱webCG
Time Design International Pte. Ltd.
㈱LCL
㈱ガイエ
㈱エイガ・ドット・コム・オンデマンド

3. 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社の数及び主要な持分法適用会社

持分法適用会社の数　　３社

主要な持分法適用会社の名称

CATAPULT VENTURES PTE. LTD.
LOVEBONITO HOLDINGS PTE. LTD.
TABSQUARE PTE. LTD.

4. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

5. 重要な会計方針に関する事項

⑴ 金融商品の評価基準及び評価方法

① 金融資産

（ⅰ）当初認識及び測定

金融資産はその当初認識時に、償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、または純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。当社グループでは、償却原価で測定する金融資産については、発生日に当初認識しており、それ以外の金融資産については当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

以下の条件がともに満たされる金融資産を償却原価で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

公正価値で測定される負債性金融資産のうち、以下の条件がともに満たされる場合には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

・契約上のキャッシュ・フローを回収するため、及び売却するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。

・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(c) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融資産

公正価値で測定される資本性金融資産のうち、売買目的ではない資本性金融商品への投資については、当初認識時に、その公正価値の事後的な変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行うことが認められており、当社グループでは金融商品ごとに当該指定を行っております。

(d) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

上記の償却原価で測定する金融資産、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品、及びその他の包括利益を通じて公正価値で測定する資本性金融商品以外の金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

当該公正価値にその取得に直接起因する取引コストを加算して測定しております。純損益を通じて公正価値で測定する金融資産については、その取得に直接起因する取引コストは、発生時に純損益で認識しております。

（ⅱ）事後測定

金融資産の当初認識後は、その分類に応じて以下のとおり測定しております。

(a) 償却原価で測定する金融資産

償却原価で測定する金融資産は、実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その事後的な変動をその他の包括利益として認識しております。その他の包括利益として認識した金額は、認識を中止した場合、負債性金融資産は純損益に、資本性金融資産は利益剰余金に振り替えております。なお、配当金については純損益として認識しております。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

純損益を通じて公正価値で測定する金融資産は、公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。また、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に係る利得または損失は、純損益に認識しております。

（ⅲ）金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、報告日ごとに予想信用損失を見積り、予想信用損失に対して貸倒引当金を計上しております。

当社グループは、各報告日において、金融商品に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価しております。

当初認識後は、金融資産に係る信用リスクが著しく増加していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方で、金融資産に係る信用リスクが著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

ただし、重要な金融要素を含んでいない営業債権等については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失と同額で測定しております。

金融商品の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

(a) 一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額

(b) 貨幣の時間価値

(c) 過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力をかけずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

当該測定に係る金額は、純損益に認識しております。また、決算日現在で認識が要求される貸倒引当金の金額に修正するために必要となる予想信用損失（または戻入）の金額を、減損利得または減損損失として純損益に認識しております。

（ⅳ）認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、または金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を譲渡し、当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値のほとんどすべてが移転している場合において、認識を中止しております。

② 金融負債

（ⅰ）当初認識及び測定

金融負債はその当初認識時に、償却原価で測定する金融負債及び純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。当社グループでは、償却原価で測定する金融負債については、発行日に当初認識しており、それ以外の金融負債については、当該金融商品の契約当事者となった取引日に当初認識しております。

(a) 償却原価で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債以外の金融負債は、償却原価で測定する金融負債に分類しております。償却原価で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値からその発行に直接起因する取引コストを減算して測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

純損益を通じて公正価値で測定する金融負債は、当初認識時に公正価値により測定しております。

（ⅱ）事後測定

(a) 償却原価で測定する金融負債

当初認識後は実効金利法に基づく償却原価で測定しております。

(b) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

当初認識後は公正価値で測定し、その事後的な変動を純損益として認識しております。

（ⅲ）認識の中止

金融負債は、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消しまたは失効となった時に認識を中止しております。

③ 金融資産と金融負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識した金額を相殺する法的に強制力のある権利を有しており、かつ、純額で決済するか、または資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合に、相殺して純額で表示しております。

⑵ 有形固定資産の減価償却方法

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しております。

取得原価には資産の取得に直接関連するコスト、資産の解体及び除去費用、並びに原状回復費用の当初見積額が含まれております。当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しております。

土地、建設仮勘定以外の有形固定資産は、使用が可能となった時点から、それぞれの見積耐用年数にわたって主として定額法で減価償却しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

建物　　：8～15年
器具及び備品：4～5年

なお、減価償却方法、残存価額及び見積耐用年数は、決算日に見直し、変更が必要となった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑶ 無形資産（のれんを除く）の償却方法

無形資産については、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で測定しております。

個別に取得した無形資産の取得原価は、資産の取得に直接起因するコストを含めて測定しております。企業結合により取得した無形資産の取得原価は、取得日の公正価値で測定しております。

当初認識後の測定モデルとして原価モデルを採用しております。

開発活動による支出については、信頼性をもって測定可能で、技術的かつ商業的に実現可能であり、将来的に経済的便益を得られる可能性が高く、当社グループが開発を完成させ、当該資産を使用または販売する意図及びそのための十分な資質を有している場合にのみ、上記の認識条件のすべてを初めて満たした日から開発完了までに発生したコストの合計額を無形資産として資産計上しております。

内部利用を目的としたソフトウェアの取得及び開発コストは、将来の経済的便益の流入が期待される場合には無形資産に計上しております。

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は、以下のとおりであります。

・ソフトウェア：3～5年
・ドメイン名　：8年

なお、償却方法、残存価額及び見積耐用年数は、決算日に見直し、変更が必要となった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しております。

⑷ リース

当社グループは、契約の締結時に契約がリースであるか又はリースを含んでいるかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判定しております。

契約がリースであるか又はリースを含んでいると判定した場合、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。リース負債は未払リース料総額の現在価値で測定し、使用権資産は、リース負債の当初測定の金額に、開始日以前に支払ったリース料等、借手に発生した当初直接コスト及びリースの契約条件で要求されている原状回復義務等のコストを調整した取得原価で測定しております。

当初認識後は、使用権資産は耐用年数とリース期間のいずれか短い年数にわたって、定額法で減価償却を行っております。

リース料は、利息法に基づき金融費用とリース負債の返済額に配分し、金融費用は連結損益計算書において認識しております。

ただし、リース期間が12ヶ月以内の短期リース及び原資産が少額のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間にわたって、定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑸ のれんに関する事項

支払対価の公正価値、被取得企業の非支配持分の金額及び段階取得の場合には取得企業が以前より保有していた被取得企業の支配獲得日の公正価値の合計が、取得日における識別可能資産及び引受負債の正味価額を上回る場合に、その超過額をのれんとして認識しております。

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しております。

また、のれんは企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位または資金生成単位グループに配分し、連結会計年度末までに最低年に一度または減損の兆候がある場合にはその都度、減損テストを実施しております。のれんの減損損失は純損益として認識し、その後の戻入れは行っておりません。

⑹ 非金融資産の減損

繰延税金資産を除く非金融資産については、決算日において、資産が減損している可能性を示す兆候があるか否かを評価しております。

減損の兆候が存在する場合には減損テストを実施し、個別の資産または資金生成単位ごとの回収可能価額を測定しております。なお、のれん及び耐用年数を確定できない、またはまだ使用可能でない無形資産は償却を行わず、決算日にまたは減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施しております。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しないため、個別の全社資産の回収可能価額は算定できません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位または資金生成単位グループの回収可能価額を見積っております。

資産または資金生成単位の回収可能価額は、処分費用控除後の公正価値と、適切な利率で割り引かれた当該資産の継続的使用及び最終的な処分から発生すると見込まれる将来キャッシュ・フローの見積りによって測定される使用価値のいずれか高い金額を用いております。

個別の資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まずその単位に配分されたのれんの帳簿価額を減額するように配分し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれんに係る減損損失は、戻入れを行っておりません。のれん以外の非金融資産に係る減損損失は、減損損失がもはや存在しないかまたは減少している可能性を示す兆候が存在する場合に当該資産の回収可能価額を見積もっており、回収可能価額が減損処理後の帳簿価額を上回った場合には減損損失の戻入れを行っております。なお、減損損失の戻入れは過去の期間において当該資産に認識した減損損失がなかった場合の帳簿価額を超えない範囲内で純損益にて認識しております。

なお、持分法適用会社に対する投資の帳簿価額の一部を構成するのれんは区分して認識していないため、個別に減損テストを実施しておりません。代わりに、持分法適用会社に対する投資の総額を単一の資産として減損の兆候を判定し、減損テストを行っております。

⑺ 株式に基づく報酬

当社グループは、当社の取締役及び従業員に対する報酬制度として、持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。ストック・オプションは、付与日における公正価値によって見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で、権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたオプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、ブラック・ショールズ・モデル等を用いて算定しております。

⑻ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが現在の法的債務または推定的債務を有し、その債務を決済するために経済的便益を有する資源の流出の可能性が高く、かつその資源の流出の金額について信頼できる見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響が重要な場合には、当該引当金は負債の決済に必要と予想される支出額の現在価値で測定しております。現在価値は、貨幣の時間的価値とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて計算しております。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しております。

資産除去債務については、資産の解体・除去費用、原状回復費用、並びに資産を使用した結果生じる支出に関して引当金を認識するとともに、当該資産の取得原価に加算しております。将来の見積コスト及び適用された割引率は毎期見直され、修正が必要と判断された場合は当該資産の帳簿価額に加算または控除し、会計上の見積りの変更として処理しております。

⑼ 従業員給付

① 退職後給付

当社グループは、従業員の退職後給付制度として確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度については、確定拠出制度に支払うべき拠出額を、従業員が関連する勤務を提供した時に費用として認識しております。

② その他の従業員給付

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連するサービスが提供された時点で費用として認識しております。

賞与については、それらを支払う現在の法的もしくは推定的な債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる金額を負債として認識しております。

有給休暇については、累積型有給休暇制度に係る法的債務または推定的債務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて見積られる金額を負債として認識しております。

⑽ 収益の計上基準

顧客との契約について、以下の５ステップを適用することにより収益を認識しております(IFRS第９号に基づく利息及び配当収益、IAS第17号に基づく受取リース料等を除く）。

ステップ１：顧客との契約を識別する。

ステップ２：契約における履行義務を識別する。

ステップ３：取引価格を算定する。

ステップ４：取引価格を契約における履行義務に配分する。

ステップ５：履行義務の充足時に（または充足するにつれて）収益を認識する。

当社グループにおける主要な収益は、サービスの提供により受領する対価の公正価値から、売上関連の税金を控除した金額で測定しております。収益は、その金額を信頼性をもって測定でき、その取引に関する経済的便益が当社グループに流入する可能性が高く、その取引の進捗度を報告期間の末日において信頼性をもって測定でき、その取引に関して発生する費用を信頼性をもって測定可能な場合に認識しております。収益の主要な区分におけるそれぞれの収益認識基準は、以下のとおりであります。

(インターネット・メディア事業)

① 価格.com業務

運営サイト『価格.com』等において、掲載店舗からの手数料収入、金融サービス、通信事業者等の各種サービスを提供する事業者からの手数料収入、メーカー等からの広告収入を得ております。

掲載店舗からの手数料収入は、ウェブサイト閲覧者が掲載店舗のバナーをクリックした時点、または掲載店舗において商品を購入した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

金融サービス、通信事業者等の各種サービスを提供する事業者からの手数料収入は、ウェブサイト閲覧者が見積もり・資料請求を申し込んだ時点や契約を締結した時点等で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

メーカー等からの広告収入は、『価格.com』を媒体とするディスプレイ広告、タイアップ広告、ネットワーク広告等であり、掲載期間、表示、クリック数に応じて履行義務が充足されるため、当該期間・時点で収益を認識しております。

② 食べログ業務

運営サイト『食べログ』において、契約店舗からの広告収入、個人利用者からの手数料収入、メーカー等からの広告収入を得ております。

契約店舗からの手数料収入は、契約店舗より得られる毎月の利用料金やオンライン予約に応じた料金等であり、掲載期間、オンライン予約に応じて履行義務が充足されるため、当該期間・時点で収益として認識しております。

個人利用者からの手数料収入は、有料会員から得られる毎月の利用料金であり、高度な検索機能等のサービス提供に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

メーカー等からの広告収入は、『食べログ』を媒体とするディスプレイ広告、タイアップ広告、ネットワーク広告等であり、掲載期間、表示、クリック数に応じて履行義務が充足されるため、当該期間・時点で収益を認識しております。

業務受託にかかる収入は、Go To Eatキャンペーン事業等の受託に係る収入であり、受託業務のサービス提供に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

③ 新興メディア・ソリューション業務

運営サイト『スマイティ』『キナリノ』『求人ボックス』及び連結子会社㈱LCL運営サイト『バス比較なび』、連結子会社フォートラベル㈱運営サイト『フォートラベル』、連結子会社㈱タイムデザインが運営しているダイナミックパッケージ事業等により、広告収入及び手数料収入を得ております。

これらのサービスは、契約等に基づき、履行義務が充足される期間・時点で収益を認識しております。

(ファイナンス事業)

保険代理店業務

連結子会社㈱カカクコム・インシュアランスにおいて、生命保険、損害保険等の保険代理店業務による手数料収入を得ております。

当該手数料収入は、サービス提供期間に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しております。

⑾ 外貨換算

① 外貨建取引

外貨建取引、すなわち各企業の機能通貨以外の通貨での取引は、取引日における為替レートまたはそれに近似するレートにより機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は、連結決算日の為替レートにより機能通貨に換算し、換算差額は、純損益として認識しております。

また、取得原価により測定されている外貨建非貨幣性項目は、取引日の為替レートを使用して換算しております。

② 在外営業活動体

在外営業活動体の資産及び負債は、連結決算日時点の為替レートで、収益及び費用は、当該期間中の為替レートが著しく変動していない限り、期中平均為替レートで表示通貨に換算しております。この結果生じる換算差額は、その他の包括利益で認識しております。

なお、在外営業活動体の持分全体の処分や支配の喪失を伴う持分の一部の処分が発生した場合、処分した期に対応する累積換算差額をその他の包括利益から純損益に振り替えております。

(表示方法の変更に関する注記)

「会社計算規則の一部を改正する省令」（令和2年法務省令第45号）の公布に伴い、会社計算規則第98条及び第102条の3の2が改正されたため、当連結会計年度から連結注記表に「会計上の見積りに関する注記」を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

IFRSに準拠した連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定をすることが義務付けられております。ただし、実際の業績はこれらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しております。会計上の見積りの改定は、見積りが改定された会計期間及び影響を受ける将来の会計期間において認識されます。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

1. のれん及び無形資産の評価

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん及び無形資産　6,964百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

のれん及び無形資産の減損テストを実施するにあたり、のれんを含む資金生成単位における回収可能価額を使用価値により測定しております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローは、最長5か年の事業計画を基礎とし、以降の期間は継続成長率をゼロと仮定しております。

使用価値の見積りにおける重要な仮定は、最長5か年の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率であります。また、事業計画には、主として利用者数や市場の成長率などに関する経営者の重要な判断や、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響の予測が含まれます。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、使用価値の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

2. 持分法で会計処理されている投資の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

持分法で会計処理されている投資　2,063百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

上記1.(2)及び「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項　5. 重要な会計方針に関する事項　(6)非金融資産の減損」に記載しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関しては不確実性が高いため、連結計算書類作成時において入手可能な情報に基づいて、影響が及ぶ期間等につき一定の仮定を置いた上で非金融資産の減損等に係る会計上の見積りを行っております。当社グループが会計上の見積りに使用したこの仮定が合理的な範囲で変化した場合であっても、評価結果に基づく結論に与える影響は限定的であるため、会計上の見積りに係る当該仮定及びその変動が当連結会計年度の連結計算書類に与える影響は重要ではないと判断しております。

（連結財政状態計算書に関する注記）

1. 資産から直接控除した貸倒引当金

営業債権及びその他の債権	81百万円
その他の金融資産	8百万円

2. 当社グループは運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約及びコミットメントライン契約を締結しております。
これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越限度額及びコミットメントライン契約の総額	9,580百万円
借入実行残高	700百万円
差引額	8,880百万円

3. 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額　1,911百万円

4. 使用権資産の償却累計額　1,653百万円

（連結持分変動計算書に関する注記）

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

株式の種類	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度期末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	206,705,000	－	－	206,705,000
合計	206,705,000	－	－	206,705,000
自己株式				
普通株式 (注)	836,558	－	134,800	701,758
合計	836,558	－	134,800	701,758

(注)　普通株式の自己株式の減少は、ストックオプション行使による減少134,800株によるものであります。

2. 剰余金の配当に関する事項

⑴ 配当金支払額

決　議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月18日定時株主総会	普通株式	4,117	20	2020年3月31日	2020年6月19日
2020年11月5日取締役会	普通株式	4,117	20	2020年9月30日	2020年12月1日

⑵ 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月17日定時株主総会（決議予定）	普通株式	利益剰余金	4,120	20	2021年3月31日	2021年6月18日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数

普通株式　165,200株

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

⑴ 資本管理

当社グループの資本管理は、当社グループの持続的な成長と企業価値増大を実現するため、事業発展に充分な資金を確保できる堅固な財務体質維持と効率的な資本構成の両立を方針としております。

⑵財務上のリスク管理

当社グループは、事業活動を行う過程において、常に信用リスク、流動性リスク、市場リスク（株価変動リスク）等の様々な財務上のリスクに晒されております。これらの財務上のリスクを軽減するために、リスク管理を行っております。リスク管理にあたっては、リスク発生要因の根本からの発生を防止することでリスクを回避し、回避できないリスクについてはその低減を図るようにしております。なお、デリバティブ取引については利用しておりません。

① 信用リスク

当社グループは、営業債権及びその他の債権及びその他の金融資産について、信用リスクに晒されております。

(a) 営業債権及びその他の債権

当社は、債権保全基準に従い、営業債権である受取手形及び売掛金について、管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握に努め、信用リスクの軽減を図っております。連結子会社についても、当社の債権保全基準に準じて、同様の管理を行っております。

(b) 敷金・保証金

当社グループは賃貸借契約に基づく賃借を行っており、敷金・保証金について、取引開始時に信用判定を行うとともに、契約更新時その他適宜契約先の信用状況の把握に努めております。

当社グループでは、主に営業債権等の償却原価で測定される金融資産について、回収可能性や信用リスクの著しい増加等を考慮のうえ、将来の予想信用損失を測定し、貸倒引当金を計上しております。信用リスクが著しく増加しているか否かは、債務不履行発生リスクの変動に基づいて判断しており、その判断にあたっては、取引先の経営成績の悪化、期日経過情報等を考慮しております。

当社グループにとって、特に重要な金融資産である営業債権における貸倒引当金は、全期間の予想信用損失を集合的に測定しておりますが、期待将来キャッシュ・フローに不利な影響を与える以下のような事象等が発生した場合は、信用減損している金融資産として個別債権ごとに予想信用損失を測定しております。

・取引先の深刻な財政困難

・債権の回収不能や、再三の督促に対しての回収遅延

・取引先が破産やその他財政再建が必要な状態に陥る可能性の増加

なお、当社グループは、特定の相手先またはその相手先が所属するグループについて、過度に集中した信用リスクを負っておりません。

② 流動性リスク

当社グループが現金またはその他の金融資産により決済する金融負債に関連する債務を履行するにあたり、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

当社グループは各部署からの報告に基づき財務部署が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。また、当社グループは金融機関との間で総額9,580百万円の当座借越契約及びコミットメントライン契約を締結し、流動性リスクの低減を図っております。

③ 株価変動リスク

当社グループは、資本性金融商品から生じる価格変動リスクに晒されております。短期トレーディング目的で保有する資本性金融商品はありません。

資本性金融商品については、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

当社グループは、主に取引関係の強化または事業上の関係強化のために株式を保有しているため、株価変動リスクに晒されております。当社グループは、定期的に市場価格や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、リスク管理をしております。

株式は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しており、株価変動に対する損益への影響はなく、また、その他の包括利益への影響も軽微であります。

2. 金融商品の公正価値等に関する事項

2021年3月31日における帳簿価額と公正価値は、次のとおりであります。

なお、敷金・保証金及び借入金以外の償却原価で測定する金融商品は短期間で決済されるため、帳簿価額が公正価値の合理的な近似値となっていることから以下の表には含めておりません。

	帳簿価額（百万円）	公正価値（百万円）
償却原価で測定する金融資産		
その他の金融資産		
敷金・保証金	1,052	1,025
合計	1,052	1,025
公正価値で測定される金融資産		
その他の金融資産		
株式	475	475
出資金	1,879	1,879
合計	2,355	2,355
償却原価で測定する金融負債		
社債及び借入金		
借入金	889	883
合計	889	883

(注) 金融商品の公正価値の算定方法は以下のとおりです。

敷金・保証金

償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値により測定しております。

株式

上場株式の公正価値については、取引所の市場価格によって評価しております。非上場株式の公正価値については、主として割引将来キャッシュ・フローに基づく評価技法等により測定しております。

出資金

出資金については、非上場投資事業組合への出資であり、組合財産の公正価値を見積もった上、当該公正価値に対する持分相当額を投資事業組合等への出資金の公正価値として測定しております。

借入金

借入金は、将来キャッシュ・フローを満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により公正価値を測定しております。

（1株当たり情報に関する注記）

1. 1株当たり親会社所有者帰属持分　227円57銭
2. 基本的1株当たり当期利益　57円13銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2020年4月1日残高	915	1,087	－	1,087	41,414	41,414	△2,196	41,221
当期変動額								
剰余金の配当				－	△8,234	△8,234		△8,234
当期純利益				－	12,165	12,165		12,165
自己株式の取得				－		－		－
自己株式の消却				－		－		－
自己株式の処分			△15	△15		－	353	338
その他資本剰余金の負の残高の振替			15	15	△15	△15		－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	－	－	－	－	3,915	3,915	353	4,269
2021年3月31日残高	915	1,087	－	1,087	45,329	45,329	△1,842	45,490

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計		
2020年4月1日残高	△12	△12	209	41,418
当期変動額				
剰余金の配当		－		△8,234
当期純利益		－		12,165
自己株式の取得		－		－
自己株式の消却		－		－
自己株式の処分		－	△64	274
その他資本剰余金の負の残高の振替		－		－
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	37	37	82	119
当期変動額合計	37	37	18	4,324
2021年3月31日残高	24	24	227	45,743

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式…移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……事業年度末日の市場価値等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第２条第２項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産……定額法

主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…… 8 ~15年

器具及び備品…… 4 ~ 5 年

無形固定資産……自社利用のソフトウェアについて、社内における利用可能期間（3～5年）における定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金……従業員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金……役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の負担すべき額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

広告売上の計上基準について

広告主からの受注金額を売上高として計上し、広告代理店に支払う販売手数料を代理店手数料として計上しております。

5. 消費税等の処理方法

税抜方式によっております。

（表示方法の変更に関する注記）

1. 損益計算書

前事業年度まで区分掲記しておりました「助成金収入」は、金額的重要性が低下したため、当事業年度より、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

なお、当事業年度の「助成金収入」は1百万円であります。

2. 「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号　2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

（会計上の見積りに関する注記）

会計上の見積りは、計算書類作成時に入手可能な情報に基づいて合理的な金額を算出しております。当事業年度の計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌事業年度の計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりです。

関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式　9,015百万円

(2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

市場価格のない株式等は、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、相当の減額をなし、評価差額は当期の損失として計上しております。

また当社では、超過収益力を実質価額の算定に加味しているため、超過収益力の減少に基づく実質価額の著しい低下の有無の検討が株式評価の重要な要素となります。

超過収益力の見積りにおける重要な仮定は、最長5か年の事業計画における将来キャッシュ・フローの見積り及び割引率であります。また、事業計画には、主として利用者数及び市場の成長率に関する経営者の重要な判断や、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響の予測が含まれます。

これらの予測は、高い不確実性を伴い、超過収益力を加味した実質価額の見積りに重要な影響を及ぼす可能性があります。

（貸借対照表に関する注記）

1. 関係会社に対する金銭債権及び債務

短期金銭債権	298百万円
長期金銭債権	－百万円
短期金銭債務	24百万円
長期金銭債務	115百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額　1,769百万円

3. 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行１行とコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額	8,000百万円
借入実行残高	－百万円
差引額	8,000百万円

（損益計算書に関する注記）

関係会社との取引高

営業取引の取引高	2,805百万円
営業取引以外の取引高	18百万円

（株主資本等変動計算書に関する注記）

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	701,758株

（税効果会計に関する注記）

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	158百万円
賞与引当金	167百万円
関係会社株式評価損	586百万円
一括償却資産	22百万円
ソフトウェア	348百万円
資産除去債務	118百万円
新株予約権	57百万円
その他	163百万円
繰延税金資産合計	1,621百万円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	88百万円
その他有価証券評価差額金	19百万円
その他	1百万円
繰延税金負債合計	109百万円
繰延税金資産の純額	1,512百万円

（関連当事者との取引に関する注記）

1. 親会社及び法人主要株主等

記載すべき重要なものはありません。

2. 役員及び個人主要株主等

（単位：百万円）

属性	会社等の名称または氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	林　郁	(被所有)直接0.08	当社取締役会長	ｽﾄｯｸｵﾌﾟｼｮﾝの行使	11	－	－
子会社の役員	村上公浩	－	当社子会社取締役	ｽﾄｯｸｵﾌﾟｼｮﾝの行使	12	－	－
子会社の役員	作田一郎	(被所有)直接0.18	当社子会社取締役	ｽﾄｯｸｵﾌﾟｼｮﾝの行使	11	－	－

（注）取引条件及び取引条件の決定方針

会社法第236条、第238条及び第240条の規定及び2012年６月26日開催の定時株主総会に基づく2016年８月17日開催の取締役会決議並びに2018年9月19日開催の取締役会決議により付与されたストックオプションによる、当事業年度における権利行使を記載しております。なお取引金額は、当事業年度におけるストックオプションの権利行使による付与株式に払込金額を乗じた金額を記載しております。

3. 子会社等

記載すべき重要なものはありません。

4. 兄弟会社等

記載すべき重要なものはありません。

（１株当たり情報に関する注記）

1. １株当たり純資産額　220円95銭
2. １株当たり当期純利益　59円08銭

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。